

盛岡市女性人材リスト管理運用要領

(平成 17 年 3 月 18 日企画部長決裁)

改正 平成 17 年 10 月 11 日

改正 平成 24 年 4 月 13 日

改正 平成 25 年 4 月 15 日

改正 平成 29 年 4 月 1 日

改正 令和元年 7 月 17 日

改正 令和 3 年 2 月 2 日

(趣旨)

第 1 この要領は、盛岡市女性人材リスト（以下「女性人材リスト」という）について管理運用するために必要な事項を定めるものとする。

(登録)

第 2 女性人材リストに登録する対象者は、市内に居住、勤務若しくは通学し、又は市内で活動する女性で次に掲げるもののうちから市長が登録する。

- (1) 国の機関の長等
- (2) 県又は市の議会の議員
- (3) 県又は市の審議会等の委員
- (4) 大学等の教授、助教授及び講師又は試験研究機関の研究員
- (5) 各種団体の役員
- (6) 地域活動又はボランティア活動等の指導者
- (7) 県又は市町村が主催する講演会等において講師等の経験を有する者
- (8) その他女性人材リストに登載することが適当と認められる者

2 対象者を女性人材リストに登録しようとするときは、登録事項について登録申請書（様式 1）により対象者から同意を得なければならない。

3 女性人材リストに登録した対象者から登録事項の変更又は削除の申し出があったときは、直ちに応ずるものとする。

(更新)

第 3 女性人材リストは、5 年ごとに更新するものとする。

2 更新の際に引き続き対象者を女性人材リストに登録しようとするときは、改めて対象者から同意を得なければならない。

(照会)

第4 女性人材リストを利用しようとする課等の長は、女性人材リスト照会書（様式2）により市民協働推進課男女共同参画推進室長に照会するものとする。

2 市民協働推進課男女共同参画推進室長は、前項の照会があったときは、その目的が審議会等への登用又は研修会等講師としての人材の活用促進である場合に限り、女性人材リストに登録された事項について、当該照会に応じるものとする。

（情報提供）

第5 市長は、国、県その他公共的団体又は市内に居住、勤務若しくは通学し、又は市内で活動する者から女性人材リストに登録された事項について情報提供の依頼があったときは、その目的が審議会等への登用又は研修会等講師としての人材の活用促進である場合に限り、女性人材リストに登録された対象者の同意があったものについて当該事項に応じるものとする。

（管理運用）

第6 女性人材リストの管理運用は、市民部市民協働推進課男女共同参画推進室において行う。